

第十九回 参議院水産委員会會議録第二十三号

昭和二十九年五月十日(月曜日)午後二時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 青山 正一君
野田 俊作君
森 八三三君
木下 源吾君
菊田 七平君

衆議院議員

水産委員長 田口長治郎君

國務大臣

國務大臣 安藤 正純君

政府委員

水産庁長官 清井 正君
通商産業 政務次官 古池 信三君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 森 日出哉君

説明員

通商産業省通商 森 日出哉君
局農水産課長

本日の會議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
(ビキニ被爆事件に関する件)
(韓国海苔輸入に関する件)
○輸出水産業の振興に関する法律案
(衆議院提出)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

先週の委員会におきまして、韓国海苔輸入に關しまして、全国海苔生産者の代表のかたから陳情を伺いましたのに伴ひまして、水産庁並びに通産省に質議を行なつて参つたのでございますが、当時の質議の意味合ひから、本委員会といたしましては、全国海苔生産者を保護する立場に立ちまして、一府委員会に決議をいたしまして、政府に對して強く要望したいと思ひます。よろしくごいさしなうか。

○千田正君 先般通産委員会との合同委員会をやりましたが、通産委員会のほうの意向としては、何ら委員長はそのほうの御意見は聞いておりませんでつか。

○委員長(森崎隆君) これは海苔のほうでございまして、先般のは……。

○千田正君 わかりました。

○秋山俊一郎君 今日これは決議するのですか。

○委員長(森崎隆君) 御賛同頂けますれば……、ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは委員各位の御要望がありましますので、なお若干この決議につきましては問題が残つておりますので、これは本日の議題の最後に廻したいと思ひます。それでは只今からビキニ被爆事件に

關する件を議題に供します。今、安藤國務大臣、清井水産庁長官が來られておりますので、只今からこの問題につきまして御質問がありますなら

ば……。

○千田正君 この前安藤國務相御出席の下に、この件につきましていろいろ質疑応答したのでありますが、特にビキニ環境におけるところの直接被害を受けた漁船或いは漁夫並びに、更に間接的に被害を受けた農等につきまして、政府が次の機会において十分に研究した上に安藤國務相から御発表願ふということでありましたので、直接被害を受けた農等に対する補償の問題、更に間接的に被害を受けた漁船に対する賠償、金融の面等に対するところの政府の考へておる点、並びにその漁夫の生活保護の面等につきまして、もうすでに発表してもよろしい時期であると思ひますし、一日も速かならんことを願つておるのであります。この際安藤國務相から政府の所信を一つお答えを願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(安藤正純君) 只今の御質問、この間お話がありました前からもさういう方針で調査をしておりますが、殊に委員会からの要求がありまして打合せ協議会に親しくそれを又伝えまして、なお促進はいたしたわけでありまします。今日までにつきましては決定いたしましたので、その処置はとりましました。なお福竜丸を暫らく緊留しておきまして、學術研究のために船につ

いて調査をするわけでありまします。ところが福竜丸の置場所について非常に困難を感じておるのでありますが、それが進行しませんでしたので、先日静岡県の知事に來てもらひましていろいろ相談をしたあげく、暫定期間、現在あります焼津港に緊留して置く。これは漁業組合等とよく相談をして納得の上でそのういふことにきまりました。但し、現在あります所からほかの場所へ、同じ所でありましても、やや離れた所に移しまして、そこに暫定期間緊留をして置く、かういふことになりました。これはまあ組合のほうも承知をしたわけでありまします。それから従つて、その福竜丸の買上げ並びに船具、それから船員の持つておりました私物でありますね、さういふものの補償はいたした次第であります。それから続きまして、

第二に、福竜丸のみならず、第十三光榮丸、第五明神丸その他数隻、或いは十数隻ありますが、これにつきましては全部調査をいたしまして、政府において、殊に水産庁が主となりましてそれを調べまして、廃棄をいたしました漁獲物の損害額であるとか、或いは休業期間中の損害額であるとか、それから破損しました毀損物品の損害額であるとかいつたようなものを全部調査を終りました。さうして熟議の上でこれを決定いたしました。その損害額の總額を外部省を通じて、米國に補償の要求をいたしました。併しその賠償の總額は数千万円に及ぶのであります、必ずしもこれで終つたわけではな

いので、まだあとからさういふ船も出て参りましようし、その他又調査の上で、更に追つかけてアメリカへ賠償を要求することがあると思ひます。併しそれはまあ直接損害のほうです。それから今のお話の間接損害であります、これも政府としては間接損害も賠償をするという方針であります。併しながら御承知のように、間接損害といふことの範圍の限定に非常に困難を感じられてあります。そこでどこまでを間接損害にするかといふことにつきましても、いろいろ意見等もありません、それから又調査になか／＼骨が折れますので、今調査中でありまします。これは間接損害を放ちまうという意味では決してありません。それも補償しようという考へを持つておる次第であります。

○千田正君 只今の損害の補償額を米國側に補償要求をしておる、なお間接損害についても調査して、限界がはつきりしたならば、これ又要求する所存であるという政府の御所信を聞いて、尤も思ふのであります。ただ困つておるのは一日も早く復旧して又漁撈に携わらなければならぬ。又間接損害も甚長くなるというところ、なか／＼やりきれない、かういふのが現在の漁民なり漁業者の声なのであります。これに對して一体この直接の補償要求に對しては、お見通しとしては一体いつ頃までは、直接補償の損害の要求に對してはいつ頃までに向うから返事が來るのか、又來てからもすぐにその補償

ができるのか、できないとするならば、或る程度の日数がかかるとするならば、それに対して政府が何らかの方途を講じて立替の融資をしてやるという御方針なのか、その点もはつきり何一つおきたいと思ひます。間接損害の点においては、まあいろいろ、限界もあるでしょう。限界もあるでしょうが、一応その限界のめどが一体いつ頃までにできるのか、そうしてそれに対して一応困つておる人たちに對して、何らかの方法を講ずるといふ御意思があるのかどうか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安藤正純君) 福竜丸の買上げその他は先ほど申しました通り、すでにとうとう終つたのであります。それからその次に申上げましたのは、アメリカへ補償をすぐ要求をいたしてあります。ただその要求が今の御質問の通りいつまでという見極めがついていないかというのだが、そう長いことではないという見通しをつけておりますが、併しアメリカにも事情がありまして、はつきりいつ頃までということをお申上げられないのです。と申しますのは、御承知のように向うでも國務省側は大体まあ日本の賠償に對してそう反對ないやうであります、アメリカの原子力委員会のはうが少しまあ問題があるやうです。これも深いことでもないやうであります、患者を診せるとか診せないとかいつたような、これも止むを得ないことなんだが、感情上の問題等などもそこらにひつかんでいゝやうであります。でありますから政府としましてはその患者の問題などにも細心の注意を払いまして、成るべくアメリカのお医者さんにも診せる。ただ困

ることは患者が納得しないのですよ、やつぱり、あんまり。けれどもだんだんと直したり、この間も静岡県の知事や何か県側からもよく話をしてもらうやうにしましたし、それからいろいろ手を尽しまして患者にも納得させて、アメリカ側のお医者さんにも要求があれば今後見せる。なおこつちからは情報にせつせと向うに言つてやるといふやうにして感情の融和を求めておりますから、そう長いことではないと思ひます。併しながらまだ見極めがつきませんから、今あなたの御質問のやうにとにかくアメリカへ要求しておるの、その解決がつくまで賠償要求額の幾らかの預払いを政府からするということに決定いたしました。そしてその段取りを今とつておる最中でありまして。

○森八三三君 只今の千田委員のお話で、福竜丸の直接損害は買上げその他の賠償実行済みだということでありまして、この前の委員会ですういふやうな部分についてアメリカ側に要求を六千何百万ですか、数字に間違ひがあるかも知れませんが、お話がありました。その要求額といふのは金額向うから来たものでございまして、要求額に對して査定してよこしたのか。

○國務大臣(安藤正純君) 今六千幾らとこの前言つたことはですか。それは日本からの要求なんです。

○森八三三君 それが出来て福竜丸の買上げその他が実施されたのか。まだそれは来ないという思うが、余り長引くから日本政府の責任でやりになつたのか、その辺のいきさつを……。

○國務大臣(安藤正純君) これは外交折衝でありますので、そこらによつて言ひにくといつて、この委員会ですうい

て悪いことではないのですが、外交折衝上のことがあるので何だが、結局こちらから申出したことに對して向うでそれじやないとか悪いとかまだ返答は来ないのです。来ませんが、当然こちらに向うがそれに應じて来ると見まして、福竜丸買上げといふことにきめてしまつたのであります。

○森八三三君 きめてしまつて買上げの二千何百万円ですか、それが実行されたといふやうに理解したのですが、まだ方針がきまつただけで買上げの実行動といふものは進んでおらんということですか。

○國務大臣(安藤正純君) それは実行動……、私は実行動でないからよくわからんが、もうそこまで行つてゐるはずなんです、それは県庁を通じてやつたりいろいろしてありますから、その間事務的のことを言つてゐるのじやないかと思ひます。いづれにしましてはもう段取りは終つておりますから、多少遅れても間違ひはないと思ひます。

○森八三三君 大臣、私のお伺ひしてゐるのは外交交渉のことですから、そのことは別にして、政府で調査をせられまう賠償すべき金額といふものの査定が済んでアメリカへ折衝中、その時問が相当にかかるとすれば、日本政府の責任において福竜丸の所有者のために、きまつた額の賠償をやつて頂けたのではないかと思うので、おやりを願つたのかおやりを願わんのか、交渉が済んでしまつてからおやりを願うといふことなのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) アメリカとの交渉が終つてから福竜丸買上げ、船

の持主にそれを交渉するといふのじやない。アメリカにはもう要求してありますから、それは必ず来ることは確信しておるが、それには関係なく、いづれにしてももう政府のほうでは賠償の方針もきめ、金額もきめ、すでに向うに静岡県知事を通じて話が行つてゐるはずなんです。その額等も向うの船主協会ですか、もう承知してゐるんです。ただ実行が少し遅れておるのじやないかと思ひますがね。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の問題でございますが、これは直接は文部省において御所管をいたすこととございまして。先般の閣議で予備金支出が二千万円可決をいたしましたして、直ちに文部省において地元を呼びまして、折衝等は先週末に終えております。そこで買上げのそういう手続を進めておりますから、もう近いうちに正式に現金の支出の段取りまで行くのではないかと、こういうふうに考へております。

○森八三三君 それから千田委員の御質問の第二点の間接損害の問題ですが、間接損害をどの程度までにして行くかといふことが、まだ省内と申しまうすか、政府の内部でいろいろ議論がつてきまらぬ、これは尤もだと思ひます。これはどこまで延びて行くのか、どの辺で切るのかといふことは非常にむづかしい問題で、これはまさに大臣のおつしやる通りだと思ひます。併しこれは調査をするのには、そのことがきまらなければ無鉄砲に調査することはできません。ばつと水爆関係の損害は申出ずべし、こういうやうなことは調査にならんので、大体こつち……いふところは一つ報告し

よう、こうならなければいかんのです、その議論が尽きておらんと調査が済んでおらんといふやうにどうも受取れてしまふんですが、調査が済んでおれば、大体調査の対象といふものは明示しなければこれは調査にならんと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) 間接損害といふことがまあなかなかむづかしいんで、大体今まではこういうことがないものですから、そこらにいろいろ困難を感ずるのですが、魚が値下りをしたとか、或いは出荷物の出廻りが遅れたとか、減少したとか、それが生産者側のほう、或いは販売のほう、両方ある。その販売のほうと言ひましても、御もあれば、仲買もあれば、小売もある。それをどこでどこまで持つて行くか、又この事件の処理といふことも、地方庁にもあれば、国のほうにもある。行政費みたいなもの、そういうふうなものもこのところまで延ばして行くかといふやうなことに對していろいろ方法を考へてゐるのです。それからもう一つは、それについては漁業組合や何かからは、間接損害だといふたやうなことを随分響き出して來てゐるのです。併しそれをそのままにこちらが全部それを呑むといふわけにも行かない、で、そういう点について今調査をしたり、折衝をしたりしてゐると、こういうわけなんです。

○森八三三君 大臣のお気持はよくわかりますが、調査をした結果どこまで補償をするかといふことについては、これは私十分精査をしてやつて頂くべきことであつて、いい加減には行かんとするのですが、そのどこまでやるかといふことをきめる材料をつかむのに

は、やはり調査が入用であると思う。その調査をするにはどういふ部分を調査するかという当てがきまらんとことは調査のしようがないんじゃないか。そこで間接損害について、実行をなさる範囲については他日の問題ですからここで今何おうとは思いませんが、調査は一体どういふ範囲まで調査をされておるのか。これは余り事務的なことになりまして、或いは水産庁長官からお答え願つたほうがいいかと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問の点でございますが、この点は私のほうといたしまして非常に重要に考へまして、而も問題が広範囲に亘るのであります。生産者は勿論、産地市場の御、仲買、それから消費地の御、仲買、小売等に及ぶ問題であります。まあその他広汎に亘るわけでありまして、そこで先般私のほうから直接専門家を各地に派遣をいたしまして、一定の形式を以て調査をいたしたのであります。生産者、産地の御、仲買及び消費地の御、仲買等を全部調べてあります。主としてこれは過去数年の水揚量、或いは価格と、事件が起つてから後の水揚量、価格等の平均的な比較が問題になるのではないかと考へておるものであります。その他いろいろ細かいデータがその中に入つて来るわけでありまして、私どももいたしましては事務的に相当程度の実を調査をいたしておるのであります。なお、且つ私どもの調査のみでなしに、業界からの希望がありますので、先般御免と申しますか、大消費地と申しますか、そういう所の業者の会合がありまして、業者においてもその

筋で調査いたしておるようでありまして、又産地のほうの御人も実は明日相談をいたして、具体的に又更に数量を精査しよう、こういうことにいたしておるのであります。いづれにいたしましても私のほうといたしましては相当できるだけの正確なデータを集めて、着々今計数を整理いたしておる、こういう状況であります。

○森八三君 そうしますと、調査の範囲とか調査の対象というもののについては一応きまつて、それで調査が進行中であるというように理解をしてよいと思ひますので、そのことはそれでよろしいと思ひます。それから大臣にも一つお伺ひしたいのは、この前の委員会、新しく出漁をする等の積極的の仕事を進めて行きますために困つておる、或いはこのことに関連をして、非常に営業が不振になつて、当座生活を維持して行くのにも非常に困難を極めておるという人々に対しては融資の措置を講じて急場の手当をしてやらなければならぬのではないかと質問に対して、丁度今日の夕刻静岡県知事も来ることになつておるので、よく相談をして融資の問題は急速に取進めたいと、こういう話がございます。内容は今申上げたように、流通過程を分担しておる業者の諸君の生活困難という問題をどうするかということ。それから直接出漁をする漁夫の諸君等が仕事がなく困つておる、そういう者の救済ということに対する融資、これは大体御決定になりまして進行しておりますかどうか。

○国務大臣(安藤正純君) その点はこの間お話を通りに、静岡県の知事はあ

だか翌々日だか来まして、懇談をして相談してあります。それで政府としましては融資の点についても無論斡旋奔走する方針をきめております。ただその融資といひましても、銀行が皆なかなか応じないという実施なんです。そこで何か裏付けなければならぬ。結局こういう先程申上げました通り、この損害の賠償をアメリカにやつておる、これは無論できるであろうことが一つ。それからまあその解決に至らない前は内払いを政府が責任を持つてやる、こういうこともきめましたから、まあそういう裏付けによつて話を進めて行こう、そう一つしてくれ給へというところに静岡県の知事と相談をしてあります。それから政府のほうとして、農林大臣もその点をよく了解をしまして融資しよう、話を進めて行こうという方針をきめてあります。ですから今その進行中と御承知を願ひたい。

○千田正君 一点聞き漏らしたのですが、只今のお話の内払いでございますが、先ほど大臣のお話しやつたいわけに直接損害のうち、漁獲物の腐棄処分になつた損害の問題、それから休業中のまあ損害、漁船或いは漁具等に対するところの破損に関する損害等があるんですが、その内払いというのは、そういうものを総合して大体何%かを内払いしようというのですか、それともこの内払いを一番今苦しいのは何かというのを見当をつけて、そこに重点を置いて内払いしてやろう、こういうのですか。どつちでございましょうか。

○国務大臣(安藤正純君) それは今お話しのように、総ぐるめしました上から、いづれアメリカから賠償が来るだ

らう、併しその解決までは間に合はんから、総ぐるめをした上の内払いを幾らかしよう、こういうことなんです。

○千田正君 水産庁長官に伺ひますが、一応これは第一次の損害の補償請求は、今大臣の御説明のあつた通り、向うさんに対して要求している、その後における、第一次における調査の結果によつて要求した以後における損害を受けたところの船舶その他に対しては、大体どれくらいの数及びどういふ問題が起きておるのか、経過がわかりであつたならば今日までの状況をお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 福電丸につきましては、すでに御承知の通り、又只今安藤大臣から御説明を申上げたのであります。その後の直接の被害の問題に對しましては、只今も大臣より御説明がございましたが、政府が検査をいたしまして、特殊な事情によつて腐棄を命じたというふうなことがあるわけでありまして、そのことについてはすでに十数隻判明をいたしております。そういうような船につきましては、腐棄したしたものに付しましては腐棄した漁獲物の損害を含むのであります。或いは一部腐棄の分につきましては、残部は売つておるわけでありまして、これも、これも腐棄いたしました関係上、大分値が下つたわけでありまして、そういうものが値下りしておるわけでありまして、そういうことも計算に入れないわけではございません。又休業を止むを得なければならぬ期間がございましたから、そういうたようなものについての損害額、或いは事件処理費等いろいろ計算されるわけでありまして、そういうようなものにつき

まして、只今のところ私どももいたしましては一応計算を終了をいたしております。そこで外務省と相談をいたしまして、外務省からの問題につきまして正式にアメリカのほうへ交渉して賠償をするということで只今折衝をいたしておる最中でございます。

○千田正君 委員長に申上げておきますが、只今清井長官から御報告がありましたが、当委員会といたしまして、審議の参考上、そうした資料が水産庁にありますれば、一応各委員会に配付して差支えない点につきまして、損害の状況についての報告をして頂きたいと思ひます。委員長から申入れて頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) そのように善処したいと思ひます。

○秋山俊一郎君 一点お伺ひしたいんですが、先ほどから差当り融資の金を講じてやるといふお話ですが、それはその融資がどこから融資することになりますか。一般市中銀行ですか、或いは農林中央金庫とか、或いは農林漁業金融公庫とか、或いは政府の關係の金融機関のどちらから……。

○国務大臣(安藤正純君) それはやはり農林中央金庫或いは農林漁業金融公庫ですが主として当りますが、それに限らず、早くできてうまく行くほうがいいんだから、市中銀行にも當つて見よう、こういうようなことになるだろうと思ひます。

○政府委員(清井正君) 今大臣からお答え申上げますが、若干補足を申上げても考えられますけれども、やはり公庫の点ですと設備資金ということになるわけでありまして、この点が問題になります

のは運搬資金でありますので、而も又従来漁業者が地元の地方銀行を利用しておる者も相当あるわけであります。農林中金、或いは中小企業金融公庫、或いは商工中金等も考えられるわけでありますが、まあ地元といゆる地方銀行等、従来融資関係にあつた銀行といふことが一番金融問題として都合がいいんじゃないか。いづれにいたしましても今この金融機関といふことを決定いたしておりますが、成るべく金融のつきやすいところが具体的になろうかと、こういうふうに考えます。

○秋山俊一郎君 御承知のように最近の金融状況といふものは非常にまあ工合が悪いわけなんです。こういう水産関係でなくとも非常に悪いところへ、一層まあこういうふうな営業が不振な状態になると、融資といふことは普通ではなか／＼その融資はできないだろうと思ひます。今のお話にもあつたようにですが、それとそこそこの何がしにといふことをはつきりしないとなかなか円滑に行かぬと思ひますので、この点は政府が相当強く政府の息のかかつた金融機関からやらせるよりほかに私は途は開けないと思ひますが、そういう点も一つ御留意になつて一つ至急やつて頂くようにお願いいたしておきます。

○委員長(森崎隆君) それでは私から一つお伺ひいたしますが、直接損害の補償の一部はすでに実施されることになつておりますが、この損害の補償額の決定は被害者と相談なさつたんですか、どんなものですか。
○国務大臣(安藤正純君) 被害者からの申出もありまして、被害者から申出

したことも参考とし、又政府の方針によりまして決定をしたわけであります。併し細かいことは一つ長官から……。

○政府委員(清井正君) 福龍丸自身の買取につきましては、無論これは関係者の意向を十分政府としても参酌をいたしておるのであります。その他の問題につきまして、時価等を常識的に算出したしておりますので、関係者は無論異議ないことで進んでおるのであります。その他一般的に廃棄をいたしました漁獲物についての点につきましては、一々廃棄の場合に責任者が乗船いたしました立合つております。従ひましてどういふ賠償が要つたか、或いはそのときの時価がどうであつたかといふことを一々関係者の立合の上で十分納得しておるわけでありまして、この計算についても私も関係いたしましたおりまされども、業界といつたしましては十分その間具體的なデーターにつきましては了承いたしております。こういうふうに考へておる次第であります。

○委員長(森崎隆君) これは普通民事関係から行きますと、被害者が直接アメリカに対して損害額を提出いたして賠償を要求するわけでありまして、これを国家が間に入りまして斡旋をやるわけでありまして、だから良心的に考えれば、又国家的な見地から考へれば、業者の被害者のほうから出された金額を成るべくそれを尊重して、そのトータルがきまつた場合に、それにプラス・アルファといふものを、国家的損害といふものを少し付足してアメリカにこれは要求すべきものだと思ふ。

○委員長(森崎隆君) 最初ビキニ……。
○委員(森崎隆君) 台湾沖とか或いは仏印沖とか等からとつたまぐろについて検査をしておるかということですね。
○木下源吾君 まあ、その附近ですね。極端な場合には日本水域の指定区域、アメリカが地域を拡張したその以外、その附近。
○政府委員(清井正君) 只今御質問の点でございますが、私のほうで指定区域といふものをまあ俗稱なんでありまして、指定いたしました、それは当時

そういう点は善処されておることだと思ひます。少くともこの六千万円等につきましては、まだ全部じゃないといふ点もございまして、一応被害者のほうでは納得をしておるわけでありまして、その確認してよろしいうございませうか。

○国務大臣(安藤正純君) 大体納得しておるわけでありまして。
○委員(森崎隆君) 不満もございませうか。
○国務大臣(安藤正純君) 不満はないです。
○委員(森崎隆君) ほかに何がございませうか。
○木下源吾君 今のはビキニの問題で事件に伴います損害補償の問題であります。

○木下源吾君 この損害補償ですが、禁止区域といひますか指定区域と言ふか、その以外から来ておるものはまぐろはやはり検査しておるのですか。
○委員(森崎隆君) 今の御質問は例へば……。
○木下源吾君 最初ビキニ……。
○委員(森崎隆君) 台湾沖とか或いは仏印沖とか等からとつたまぐろについて検査をしておるかということですね。

○木下源吾君 まあ、その附近ですね。極端な場合には日本水域の指定区域、アメリカが地域を拡張したその以外、その附近。
○政府委員(清井正君) 只今御質問の点でございますが、私のほうで指定区域といふものをまあ俗稱なんでありまして、指定いたしました、それは当時

万全を期するためにその区域内で操業し、或いはその区域内を通つたまぐろ船は帰つてから指定港に廻つて検査を受けろ、こういう意味の指定をしておつたのであります。従つてその区域を通り或いはその区域内で操業した船は全部検査をしていらつしやるのでございませうが、その他のまぐろ漁船につきましては実際問題といたしましては検査を受けるということが商品価値を高めるゆえんでもあり、消費者に安心を与えるゆえんでもありますので、業界一般の希望によりましてその区域内を通らないものでも実際問題として全部検査を受けている、こういうことに事実上はなつております。こういうふう

○木下源吾君 検査を受ける港はどこでございませうか。
○政府委員(清井正君) 塩釜、東京、三崎、横濱、清水、以上の五港を指定しております。そこは殆んど遠洋のかつお、まぐろ漁船の入る所でありまして、実際問題としてこれで十分であるという観点から五港を指定いたしましたのでございませう。

○木下源吾君 その以外に入つて来る船があるんじゃないのですか、まぐろ船で。
○政府委員(清井正君) その区域を通りましたどの船もその指定の五港に入るようにといふことを私どものほうから指示をいたしておりますので、全部その指定五港に入つて事実検査を受けております。こういう状況でございませう。

○木下源吾君 私の承りたいのは、希望がなければ五港以外に積んで入つてもいいのでしよう、その指定区域以外ならば、それを聞いていますのです。
○政府委員(清井正君) 全然関係のない船でありますればそれは入つて差支えないことにはなるのでありますけれども、実際問題といたしましては南方を通りました船は全部五港に入つて検査を受けているといふような事情でございませう。

○木下源吾君 指定水域以外であれば無理にそこへ入つて来なくてもいいんではないのですか。
○政府委員(清井正君) 強制をいたしておるのではないのであります。それは構わないのであります。理窟上は、ただ実際問題としてまぐろをみんな嫌つて食べないといふ状況でありますから、検査を受けてパスしたということであればそれが食べられるし、又非常にその魚も高いわけでありまして、実際問題として指示をしない漁船も入つて検査を受ける、こういう状況でございませう。

○木下源吾君 今お話のように実際問題としてそこで検査を受ければ安全だと、そして検査を受けたものは高く売れるからという半面に、そのところに入つてちよつとしたような放射能が何か試験されたらみんな駄目になるからというので入らないで売るといふことも考えられる。現に指定水域以外からの検査を受けないで売つておる、これはもうたくさんそういう何があるといふのですが、検査をしたものを調べたことがございませうか。
○政府委員(清井正君) 私どもが今まで調査し、又業界から聞いた範囲内は全部検査を受けている、こういうふう

○木下源吾君 それでお伺ひします

が、四月八日の三崎まぐろはやはり検査したのです。

○政府委員(清井正君) ちよつと私具體的なことについてちよつと資料を持合せませんが、検査したものと考えております。

○木下源吾君 それから勇昌丸というのは検査いたしましたか。

○政府委員(清井正君) ちよつと私も数字をはつきり持つておりませんので、只今のよう原則になつていてやりますし、検査を指示し、或いは厳密に検査を受けておりますので恐らく検査を受けておると私は考えております。

○木下源吾君 そんなんです、私の伺いたいの。この検査を受けると實際大損害になつてしまうのです、若しも棄てたりなんかしたら。これら業者は、国家が補償という問題で或いはこれに融資をするというようなことがまだ行われていないものであるから苦しい、経済的に。だからしてできるだけ検査を受けたくない。これは本場に業者の今長官の言われたように考えるのも一つの考え方であるから、實際は背に腹は代えられないのだ、業者としては。それでこれから検査を受けたならば廃棄する、廃棄するならばそこは早く補償するとか、融資とか、或いは何とか面倒を見てもらえろということであれはそれは進んで受けるのです。併し今日のような状態ではいつまでたつてもうつちやらかして置けばこれは業者の死活問題で経済上、衛生上から言つても甚だよくないと思う。そういうことは現に行われておるし、實際において検査港以外に入港していろ／＼かまぼこを造つたりなんかすればわからな

いということもあるでしょう。でありますから非常に危険なんです。これはそういうことが現に行われている事実を私が聞いておりますから今伺いしているのです。ここで水産庁長官の御答弁になつた範囲はあなたのお知りになつておられる範囲であると思いますが、實際調査して私も報告を受けているのはそういう報告を受けております。最初のビキニの地域、それから第五福龍丸が包含されるようなアメリカ側の立入禁止の地域に、そして日本政

府が指定地域をその上に又広く指定している、その以外にニューギニア方面、そういうような所から持つて来た物でも放射能がある、これは検査の結果事実ある。で今おつしやるようにする所から来た物は強制的に検査を受ける必要があるのではないですか、これは強制的に、何でも向うの方から来た物は強制的に検査をする、こういうふうなふうになれば国民は安心していろ／＼な魚の製品を食われるわけでありませう。ところがそれを強制でない、いわんやその指定海域以外からこういうようなことになれば国民の側から見ればもう危険極まりないものだ、今まで放たれておつたということになる。そこで私は一刻も早く損害に対する救済の途を講じなければならぬ、これがどう／＼行われている、これを私は非常に憂慮するわけでありませう。でもう一度これは水産庁で嚴重に現地を調べて頂きたい。今の点はですね、ただこれは冗談ではない、とてもあなた危険極まりないものでございませうから……。

○政府委員(清井正君) 只今のお話でございませう、実は私も表がございましてので申上げますが、御指摘になりました第五福龍丸、勇昌丸でございませう、今御質問になつたのは……。

○木下源吾君 勇昌丸。

○政府委員(清井正君) これは検査を受けております。はつきり私のほうの統計に載つております。従いまして只今御心配のような故意に逃れるというやうなことはないと私も考えておるものであります。

○木下源吾君 これは私のほうで調査したのではつきりあるのです。であるから、これは私は委員会に別に追究をするわけではない、これは国民にとつて非常に危険であるから、おとで水産庁とよく懇談して打合せしたいと思ひます。なお、この検査によつて測るめどが、何とかというめどがあるでしょう、放射能のこの限界というものが。検査の場合にですね、どういふところか、一つの基準を置いておられるのか、この点を一つもう一遍承わつておきたい。厚生省でも何でもよろしいから。

○政府委員(清井正君) これは私どもからちよつと申上げにくいのであります。が、厚生省と連絡して、はつきりその基準をきめてやつて頂いておるわけ、ちよつと私のほうから責任あるお答えはいたしかねます。

○委員長(森崎隆君) 厚生省からは参つておりませう。

○木下源吾君 これがきつときまつておらないので安心できない。これが若しもきまつておるならば、どういふやうにしてそれが割出されたものであ

るか、これが大切な事です。私の調査によつては、その辺ははつきりしておらないといふことです。

○國務大臣(安藤正純君) 今きつと基準をきめて、そうしてやつておると承知しておるのです。併しながら、そういう専門的なことや、それからもう一つ事務的なことはよく私もわかりませんが、今あなたのおつしやつたことは、どうせ最近協議会がおりますから、よく話をして、はつきりして、お答えをするようにいたします。殊に、それは厚生省のほうの関係の問題が多いのですから、そういうことにはいたします。

○木下源吾君 これらのことはすべて政府が面倒を見てやるといいますか、救済してやるといふか、賠償をもらつてやるといふか、それらのことと密接な関係がありますので、このことは……で、ありますから、あなたの所管ではないかも知れませんが、あなたの賠償、損害とか、そういう問題については何でありますようけれども、国民の側から見ても非常に不安であります、非常に問題があることであるから、十分一つ嚴重に、あなたのほうでこれをお調べになり、それでその立場に立つて、政府はこれをなくするためにどうしたらいいの、これを一つ御研究になつて、次に御発表を願いたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) そのように取計らいます。

それから水産庁にお願いいたしますが、さつき千田委員から申されました補償、融資等に関する基礎的な資料は、できるだけ早く詳細なものの提出方を願ひます。

それでは被爆事件に關しましては、一応今日はこの程度で終えまして、あと森委員その他のかた／＼がお急ぎのやうでございませうので、先に韓国海苔の輸入に關する決議を一つこの際やりたいと思ひますが、ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○秋山俊一郎君 水産庁長官にお尋ねいたしますが、この海苔の輸入につきまして、過般通産省関係から御説明があつたのですが、四千数百万ドルというものが売却になつちやつて、それがどうにも焦付きたいになつておる。それで海苔の輸入によつて幾らかでも回収するといふやうな話がありまして、そういうことであるならば、これはまあ幾らかでも損を取返すんだから、止むを得ないという感じも起りますが、それはその通りで、二百万ドルでも十回やれば二千万ドルになり、それで相殺できる恰好になつておるのです、私どもその輸入貿易のことはいくわらないのですが、それを輸入すれば、二百万ドル輸入すれば、二百万ドル掛金がとれることになるのです、その点おわかりになりますか。ちよつと筋は違ひますけれども、水産庁はこの問題については御協議になつておつて、そういうことはしつ／＼お聞きになつておると思ひます。

○政府委員(清井正君) いろ／＼相談をいたしておりますときに、韓国と我が国との経済上非常に面倒な問題になつておるというこの話は聞いておるのですが、只今お話のように、数字的に、この数字とこの数字が差引きつて

になるといふ具體的なところまでは、ちよつと話が行つていないのでござい
ます。と申しますのは、恐らく輸入を
いたしますの、いふ／＼な輸入の形
態等もございまして、果してそれがど
ういふことになりましか、ちよつと私
といたしましては、その問題について
はつきりしたお答えは申上げかねるの
でございまして。

○秋山俊一郎君 今のこれは、私も全
く素人でわからないのですが、四千何
百万ドルというものが、輸出されてい
るというものが、海苔の輸入と同じよ
うに、民間貿易でどん／＼どん／＼自
由に行つていたものか、或いは特權と
いうような恰好で政府が立会つたもの
か、それが焦付きになつてゐる。そこ
ろが海苔の輸入は、日本の商社が向う
の商社から買つて、そうして決済して
るんだとすれば、その焦付きをなくす
ことに何らの力にならないじやないか
と、こゝろふうな感じもするわけで
すがね、従つて通産省がさう言つて
るんだから、それは相殺になるのだろ
うとは思ひますけれども、その点がど
うもはつきりせん点がある。若しそれ
が何にも役に立たないものであつた
ら、この際急いでそれを入れなければ
ならないという理窟にならないのじや
ないかと思ふのですがね、かまわずに
これを決議すれば、まあしてもいいの
ですけれども、そういう点もはつきり
してからの方が、私はいいのじやな
いかと思ひます。誰か通産省の人、急
に來られませんか。

○委員長(森崎隆君) 今古池政務次官
を招聘しておりますので、やがて來る
と思ひますが、ただこの問題は、決
議をしましてもすぐに取引が実施され

るといふわけじやないのじやないかと
思ひますが、その点如何なものです
か。

○秋山俊一郎君 いや、その決議をす
るために、ここに「輸入を許可せんと
する場合」というありますね、「止
むを得ない」場合に輸入するといふ、
この「止むを得ない」のかどうかとい
ふ、それがさういつたようなことがあ
れば「止むを得ない」と言えるが、そ
れがなければ「止むを得ない」とは言
えないのじやないかという感じもする
のですがね、どうもその点がはつきり
わからない。

○委員長(森崎隆君) これはこの間の
通産省の答弁から考えまして、やはり
秋山委員の申されるように、これによ
つて決済ができるということも一応考
えられるし、もう一つは、この民間と
の取引は、やはりその現金取引でやつ
てしまつて、焦付きには何ら影響はな
いけれども、これをやると、輸出入の
バランスが或る程度とれるということ
によつて、焦付きも自動的に出せるの
じやないかという一つのゼスチュアと
も考えられますね。もう一つは、もう
全然さういふ理由はない、最悪の場合
併しそこには根拠がない、最悪の場合
はさうも考えられる。まあ三通り私は
考えられる。だからこれはもうはつき
りさすことは確かに必要だと思ひま
す。ただ「止むを得ない事情によつて」
といふことにはなつておりますが、ま
あ「止むを得ない事情」という内容
は、いふ／＼な取り方もできまして、決
議をするといふことについては、どん
なものでございましょうかね、対外的
に、この程度の中よりは持つて、ここ
で決議をいたしまして、それによつ

て通産省が得たりかしこして、無条件
で押を離して取引をするといふふう
に考えられないし、又それまでには相
当委員会でもはつきりさすことは、決
議後においてもやろうと思へば私はで
きるのじやないかと思ひます。何かそ
れについて……ちよつと速記をとめ
て下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下
さい。
只今の海苔輸入に関する決議の問題
につきましましてお諮りいたします。通産
省から参りましたので……

○秋山俊一郎君 ちよつと政務次官に
お尋ねいたしますが、先般からの御説
明や御答弁によりまして、韓国に対し
て輸出したものの代価が焦付きになつ
てゐるものが四千何百万ドルがある。
そこでまあ僅かながらも海苔なんかを
輸入して、それを幾らかでも決済して
行くような方向に出なきやならんとい
う御説明であつたように承つており
ますが、この海苔の輸入というものが
その決済の資料になるのかどうか。即
ち、四千万ドルのうち二百万ドル輸入
すれば二百万ドルだけ減るのでありま
すが、これはこれで民間で勝手に貿易
をやつてゐるのであるから、買つたも
のは代金を払つて行く。買つたものの
相殺には必ずしもならないと言ふので
あるのか、どつちになるのですか。そ
の辺が我々には素人であからないので
すが……

○政府委員(古池信三君) 前回に私か
らお話し申し上げたように、現在四千
二百万ドル以上の焦付きがございま
すのであります。今回若し海苔を輸
入するといふことになれば、その代価

は只今申上げた焦付きになつておる分
から差引くといふことに相成るかと思
ひます。従つて、それだけ日本として
は有利になるわけに相成るのでありま
す。

○秋山俊一郎君 そうしますと、韓国
側の商人といたしまして、日本からは
その代価は送らないけれども、向うに
売掛があるから朝鮮政府がそれを支払
つてやると、こういうことになるので
すか。

○政府委員(古池信三君) 大体お話の
ようなふうになると存じます。

○秋山俊一郎君 その点が私どもは決
議をする場合に支障になつておるわけ
なんです。若しそれが相殺にならない
で、海苔の輸入は海苔の輸入で代金決
済をしてゐる。それから他の四千二百
万ドルという焦付きというものは一種
のまあ前からの特權とか何とかいふの
で政府がタッチしてやつておる代金で
あつて、これは韓国政府が払わないの
であるといふことであると、一向その
決済に役立たないのではないかと
思ふ感じがするのですが、それでま
あ今まで論議をしておつたわけなん
ですが、結局誰もわからないものだか
ら、盲人象を撫すと、こゝろいつたよ
うな恰好になつておつたのですが、そ
れは確かですね。

○政府委員(古池信三君) これは必ず
しも特權に限らないで、例えば昨年度
の輸出につきましても、その代金の一
部がまだ未払になつておるといふわけ
になつております。

○秋山俊一郎君 そうしますと、それ
を輸出した日本の商社はそれだけ損を
しておるわけですか、現在。

○政府委員(古池信三君) 結局それだ
け決済がないので焦付いておる、こ
ういふわけでありまして、さうい
うふうな四千何百万ドルというのは、
勿論多數の商社があると思うのです
が、それらの商社に対しては、日本政
府が何らかの措置をしておるわけだ
か。仮に今海苔の輸入で二百万ドル相
殺した。そうすると、二百万ドルだけ
入つたことになるのですが、払つてや
るのですか。

○説明員(森日出哉君) 政務次官の説
明に補足いたします。四千二百万ドル
は貿易上のアンバランスでございま
して、今までの輸出の総額と、それから
輸入の総額、この両方の間のアンバ
ランスが四千二百万ドルになつており
ます。ですから、輸出したものに
ついてはこれは個々の商社に支払はあ
るわけですが、逆に輸入が少いもので
ございまして、逆に輸入が少いもので
ございまして、日本の国といたしま
してそれだけ貸越になつておる、こ
ういふわけでございます。

○秋山俊一郎君 そうすると、さうい
うふうな四千何百万ドルというのは、
勿論多數の商社があると思うのです
が、それらの商社に対しては、日本政
府が何らかの措置をしておるわけだ
か。仮に今海苔の輸入で二百万ドル相
殺した。そうすると、二百万ドルだけ
入つたことになるのですが、払つてや
るのですか。

○説明員(森日出哉君) 政務次官の説
明に補足いたします。四千二百万ドル
は貿易上のアンバランスでございま
して、今までの輸出の総額と、それから
輸入の総額、この両方の間のアンバ
ランスが四千二百万ドルになつており
ます。ですから、輸出したものに
ついてはこれは個々の商社に支払はあ
るわけですが、逆に輸入が少いもので
ございまして、逆に輸入が少いもので
ございまして、日本の国といたしま
してそれだけ貸越になつておる、こ
ういふわけでございます。

○秋山俊一郎君 それではちよつと話
が、私が承つたのと違ふのですが
ね。輸出入のアンバランスは至る所
にあるわけですが、輸入が多かつたり
輸出が多かつたりする場合はしよつち
あるわけですね。どこの国でも。び
たつと輸出入のバランスの決済がと
れるところはどこにもない。大体輸入
であつたり、輸出であつたりする。さ
うしますと、焦付きを回収するといふ
ことになるのではないのですか。

○説明員(森日出哉君) 今の点でござ
いまして、御説の通り、輸出入のアン
バランスがありまして、現在輸出超過
になつておりますのは韓国とインドネ

シアでございます。ほかのオープン・アカウント地域は大体輸入超過になつております。それで、オープン・アカウントの勘定は両方のつけ替えをやりまして、一定の金額の輸出或いは輸入を超えますと、それだけの分はドルで払うということになつておるわけでございますが、韓国側はその支払をしない。でありますから、日本の国として当然とれるべきものが相手側が払わんというのが現状であります。個々の商社は輸出をしたものに對しては支払を受けております。その点ちよつと誤解があつたと思ひますが、この前申し上げました化学繊維、化纖がキヤンセルになつたということも申し上げたのであります。これは契約しておつたにもかからず向う側から一方的に契約を取消して来た。そういうことであります。

○森八三一君 今の秋山委員の質問で大体わかりましたが、もう一遍端的にお答え願ひたいのは、今まで我々理解しておつたのは朝鮮に四千数百万ドルの貸越がある。それを決済することか日本の経済状態として懸念を要する。そこで、好ましくはないけれども韓国の海苔を入れるのだ、こう承つたのですが、その場合に、輸入した海苔の代金は別途に出て行つてしまひはしないか、又債権が回収されるということにはならなくなるじゃないか、そのものはそのものとして取引が行われるというものであれば、四千数百万ドルの額を縮小して行くことになるのですが、材料になるというのなら、その点はつきりと簡單でいいからお答え願ひたい。

○説明員(森日出哉君) 私今の問題につきましてお答えいたします。二百萬ドル韓国から海苔を輸入いたしますと、国としてのアンバランスはそれだけ消えます。でありますから、輸入した分だけは、四千二百萬ドルの貸越から二百萬ドルは消えるわけであります。

○木下源吾君 私途中からですが、今の決議というものは本会議に出すのですか。

○委員長(森崎隆君) そうではありません。委員会です。

○木下源吾君 どういうような経過になつておるか知らんが、貿易上の問題ですね。そうして今のようになくも、量が少いとか、金高が少い、そういう問題もあろうけれども、韓国海苔の輸入を国会が決議してそれを禁止するといふようなことは、これはよほど慎重に考へて私はいはるべきことだと思ふ。勿論向うの仕打ちは今日まで納得の行かんものがたくさんあるとしまして、事通商に關する問題、もとは経済の断交は国交の断交と言つても差支えないくらいに重要性を持つていたのであるから、その点は慎重に各位におかれても考へておやうを願ひたい、こう私は思ふのです。殊に通算の、今次官が来ておられるから、これこそ通産の諸君とつくり一つ話合をしてやらんと……、日本の場合で、今アメリカの絹の問題で、火が移りやすいものは禁止するといふような法律が今出ておつて、日本の絹産業は非常に恐慌を來たしておるといふような事情であります。そうしてあらゆる手を打つてそれを緩和することになり、漸く今アメリカでそれが緩和される曙光が国会で見え出した。それで愁眉を開いておるといふ事情であります。個々のケースにおいては進めがたいものがあるが、今の海苔の業者に關する問題などもあらうと思ひますが、これは国としてこれが立ち行くような方法を講ずるのが適當ではないか、こういうふうな考へるので、どうか一つ慎重に御研究を願つておやうを願ひます。

○委員長(森崎隆君) この問題は、衆議院はすでに決つておりと輸入禁止の決議をいたしておりますが、参議院といひましては、木下委員の言われるような点も十分加味いたしまして、ややゆとりのある決議に直しておるわけでございます。

○森八三一君 韓国の海苔の輸入の問題につきましては、今木下委員から御発言のように、必ずしも一方的に見て懸念に決すべき問題ではなくて、これは国際的問題として慎重を要することとは言を待ちません。そういうようなことも含めて過日來當委員會で再三質疑応答をいたしましたが、その経過に徴しますと、政府当局は勿論さういふようなことを十分御了解の上で韓国海苔の輸入というものは好しくない、併し四千数百万ドルの貸越もあることだから、これが決済不能に陥るといふと、前段申し上げましたような國際的な立場から、日本對韓国という問題の處理に非常に日本としては不利益であるか

ら、この決済をすることが急であるといふことでお考へになつておるといふように私は理解いたしますので、木下先生のお話のことはよく理解いたしまして、併し、この際は国内生産を保護して行くという立場に立つて取進めますることが妥當のように思ひます。すでに衆議院におきまして、非常に強硬な決議が行われておる。恐らく衆議院でも附議のことについては十分御勘案の上で事が運ばれておるといふようにも存じますので、本院におきまして、この委員會の決議として決議をして頂きたいといふように考へますのであります。そこで、少し行過ぎてしまふかも知れませんが、皆様の御同意が頂けまして決議が願へるといひますれば、一応の案として提示をいたしたいと思ふのでありますが、今申し上げましたような趣旨を含めまして、

韓国海苔輸入措置に關する決議 韓国海苔の輸入は我が國海苔生産者に少からぬ經濟的打撃を与へ生産に多大の障礙を及ぼしつつあり、政府はこの事態を認識し將來韓國海苔の輸入は禁止すべきである。止むを得ない事情によつて輸入を許可せんとする場合は最少限度にとどむべきは勿論國內の生産増強を期するため生産者の納得する適切な輸入方式等を樹立し國內生産に悪影響を生ぜざるよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

という趣旨で決議を願ひ、委員長から政府に申入をして頂くという手続をとつて頂きたいと思ひます。なお従来の例に徴しますと、こういうような決議が行われましても、國會の開會中は、委員會なり院の意思を尊重するといふような立場で比較的にこの趣旨が保たれていると思ひますが、國會が終りますと、途端に弛んでしまつて、もう何をやつてもいいといふようなことになつてゐる例があります。これでは非常に決議そのものが一片のセステアになつてしまふだけで我々の所期するところではありません。私どもは、しばしば業界からも輿情を聴取いたしましたが、そういうような業界の陳情に迎合して事を運ぶのではなく、今置かれてゐる日本の經濟的な立場、殊に經濟自立という命題を解決して参りますために、國家的な視野に立つて考へてゐるのであります。これは政府當局に、將來に向つて決議の趣旨を尊重して実行してもらふなければならぬといふところにあるわけであるのであります。そういふ意味も十分委員長申入の際には附言をして頂きて、この奨励の導りますように行きたらと思ふのであります。非常に行き走つたようではございましたが、私のやつて頂きたいと希望いたします決議案を申し上げましてお諮りを願ひますれば非常は仕合せに存じます。

○委員長(森崎隆君) 只今、森委員から決議された韓国海苔輸入の措置に關する決議案。お読みになりました案文通りでございますが、お諮りいたします。この通り本委員會で決議してよろしうございませうか……ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

只今の森委員の發議通りに委員長において取計らいたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) それでは御異議ないものと認めましてそのように、特に附帶的御要望も強くありましたので、それも添えて政府に強く要望いたしまして、十分本委員会の意思のあるところを伝えたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 次に、輸出水産業の振興に関する法律案を議題に供します。

先づ、この法律案の提案趣旨の説明は、先般田口委員長から頂きましたが、今日は法律案の説明をお願いしたいと思ひます。

それでは只今から本法律案の内容の御説明を衆議院の田口水産委員長からお願ひいたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) 逐条で行きますか、總論的な説明を一応やりますか。

○千田正君 總論でいいじゃないですか、總論を伺つてあと疑義のある点は伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 先ず第一点は輸出水産物の定義でございまして、本法では「輸出水産物」とは主として輸出の用に供せられる水産製品で政令で指定するものをいい、とこういう表現をしておるのでございまして、いろいろ公取の關係から政令で指定した場合に範圍を広くされては困る、こういうような御意見がございま

して、水産庁自体の仕事の能力という点も考へて、一応我々といつたしましては、まぐろ類、めかじき、さけ、ます、いわし、さんま及びかにの缶詰、冷凍品、漁獲、水産油脂のうちで主として輸出の用に供せられる水産製品、この程度に種類を考へておるのでございまして。

これは御承知の通り中小企業安定法という法律自体に、いろいろ品目を記入いたしましたところが実際に行政府で処置しようと思ひますと、なかなか二進も三進も動かないで、この国会で又その種類を指定したものを法律を改正いたしましたやうな政令に譲ると、こういうような中小企業安定法の趣意もあつて、一応重要水産物だけを予定をいたしました、そして政令にあつては譲ると、大体公取のほうともいろいろ折衝いたしまして、只今申し上げました程度のものであれば公取も別に異議がない、こういうことで政令には譲りましたが、大体の種類は右申しましたような程度に考へておるのでございまして。

それから第三点でございしますが、この許可制をとると、余りに強くなる、どうかすると官僚統制、官庁の統制に傾く虞れがあると、そうかといつて放任しておきますとどこが輸出水産物を製造するんだか、或いは数量がどうなつていんだか、そういうような点もはつきりいたしませんし、又設備を改善させるにいたしてもその点が明瞭でございせんからこの法律では施設の登録、こういうことを考へた次第でございまして。これによつて製造する場所もはつきりわかりますし、製造する数量もわかる、或いは設備が不完全である場合は農林大臣が監督することによつて施設を改善させることもできる、こういうような目的で登録といふことを考へたのでございまして、この場合におきまして原則として漁船の施設につきましては登録を除外すると、こういうふうな考へておるのでございまして。

それから第三点は最も重大で、真剣に討議したのでございしますが、この輸出水産業の健全なる発達を図り、輸出の振興に資するために政令で規定した水産製品につきまして営利を目的としないうで全国一の輸出水産業組合を組織することができるようになつたのでございまして。この組織につきましては協同組合と同じように入退退は自由といつたしまして、出資の口数にかかわらず議決権は平等とし、又「一組合員の出資口数は、總出資口数の百分の二十五をこえてはならない」と、こういうことになつたのでございまして。輸出水産業組合の事業といつたしましては事業資金の貸付及び組合員のためにする借入、輸出水産物の保管、運送、組合員の事業に関する技術の改善向上等のための教育、情報の提供に関する施設ができることになつたのでございまして。

その他経済的地位の改善を図るために副産物の供給については団体協約が締結できるようにいたしました。この副産物と申しますのは勿論製造に必要なるいろいろな資材でございまして、魚類、魚につきましては全然考へておりません。又魚に対する購入の団体協約といふものは締結してはいけな

い、こういうふうな考へておりますからこの団体協約のできる副産物は魚を含んでおりません。それからこの組合の特質からいたしまして輸出水産業者の自主的調整による経営の安定を図るために生産過剰による過度の販賣競争の防止、粗悪品の濫売防止等の事態が必要となつた場合におきましては組合員の事業の、そういうことができて組合員の事業の経営が困難となる、或いは輸出の不振を來たし関連産業にも重大なる影響を及ぼす虞れがある場合には輸出水産物の製造数量、出荷数量、販賣方法、時期及び販賣価格又は製造施設の制限等を行ひ、輸出水産物に関する調整ができることになつた次第でございまして。なおこの調整をする場合におきましては農林大臣の認可を受けるわけなんのでございまして。このときは公正取引委員会との關係もありましていろいろ議論をいたしました結果農林大臣は「公正取引委員会の同意を得なければならぬ」と、こういうことになつたのでございまして。なおこの種の調整の場合におきましては、組合員だけを含みましては全般的の目的を達しない。いわゆるアウト・サイダーをどうするが。こういうことが極めて重大でござい

ますが、今御承知の通りこのアウト・サイダーを作るという方法はいずれの業界にせよ法律におきまして認められておりませんが、實際に調整するためにはどうしてもアウト・サイダーもこの組合と同じ方向に進んで行かなければ目的を達しられないのでござい

から、このアウト・サイダーに對しまして農林大臣はこの組合の調整規程と同じ省令を出しまして、そしてこの省令に従わなければならない、こういうことになつて、そして組合もアウト・サイダーも同じ方向に進む途を講じたやうな次第でございまして。この点が非常に議論がありましたけれども、ともかく今の輸出水産物、殊に輸出水産物につきましてはそこまで行かなければ實際の目的は達せられないだらうと、こういうことで決定をいたしましたやうな次第でございまして。

それから第四点といつたしましては本法の適正且つ民主的な運営を期するために、十五名の委員からなつたところの輸出水産業振興審議会を設けました。農林大臣の諮問に應じて輸出水産業に関する重要事項を審議、或いは農林大臣に建議することができるようになつた、さうな途を講じたやうな次第でございまして。

大体重要な点は第二條の、今申し上げました品物の問題と、第三條の製造施設の登録に関する問題、第七條の輸出水産業組合、第十七條の組合の事業、第十八條の輸出水産物に関する調整、第十九條の調整規格の認可、第二十六條の製造数量等の制限に関する命令、いわゆるアウト・サイダーに対する命令と、それから第三十一條の輸出水産業振興審議会、これだけがポイントでございまして。

非常にたくさん條項になつておりますが、骨子は只今申し上げましたやうな点でございまして。なお逐條的に御質問がございすればお答えいたしたいと思います。

から、このアウト・サイダーに對しまして農林大臣はこの組合の調整規程と同じ省令を出しまして、そしてこの省令に従わなければならない、こういうことになつて、そして組合もアウト・サイダーも同じ方向に進む途を講じたやうな次第でございまして。この点が非常に議論がありましたけれども、ともかく今の輸出水産物、殊に輸出水産物につきましてはそこまで行かなければ實際の目的は達せられないだらうと、こういうことで決定をいたしましたやうな次第でございまして。

○委員長(森崎隆君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君)　では速記を始めて下さい。

本日は一応内容の説明を聞いただけにとどめまして、質疑は次回に譲ることにいたします。

今日は委員会はこれを以て散会いたします。

午後四時五十二分散会

昭和二十九年五月十九日印刷

昭和二十九年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局